

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 「障害者差別解消法」 平成28年4月1日施行

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)



この法律では、障害があってもなくても、差別を解消し、だれもが分けへだてなく、勉強したり仕事をしたり、お互いを尊重しながら安心して暮らしていける豊かな共生社会の実現を目的として、次の3つのことを定めています。

- I 障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない。
- II 社会的障壁をとりぞくための合理的な配慮をすること。
- III 国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるためのとりくみを行わなければならない。

○この法律が禁止する差別

<p>(1) 不当な差別的取扱いについて</p> <p>① 「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障害を理由にして、区別（分けること）や排除、制限すること。</p> <p>② 車いすや補装具、盲導犬や介助者など、障害に関連することを理由にして、区別や排除、制限をする事。</p> <p>※ ただし、①、②の行為が、だれが見ても目的が正当かつ、その扱いがやむを得ないときは差別になりません。</p>	<p>(2) 合理的配慮を行わないこと (合理的配慮の不提供)</p> <p>① 障害のある人とない人の平等な機会を確保するために、障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービス提供することを「合理的配慮」と言い、それをしないと差別になります。</p> <p>※ ただし、その事業者などにとって大きすぎるお金がかかる場合などは、合理的配慮を行わなくても差別になりません。</p>
--	--

だれもが、「差別はいけないこと」と思っていますが、残念ながら差別と思われることがたくさん起きています。そしてその多くの場合、きちんと解決されずに、結果的に障害のない人との平等な機会を奪われているのが現状です。

だからこそ、障害のない人との平等な機会などを保障するためにも、きちんと判断できる「ものさし」として障害者を差別からまもるためにできた法律が障害者解消法です。